

むつ市議会第190回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成18年12月22日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例
- 第3 議案第82号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ市宮宮後牧野外4施設)
- 第5 議案第85号 指定管理者の指定について
(川内第一牧野外2施設)
- 第6 議案第86号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第7 議案第87号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について
- 第8 議案第88号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第9 議案第89号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第10 議案第90号 市道路線の廃止について
- 第11 議案第91号 市道路線の認定について
- 第12 議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第14 議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第100号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第102号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第22 議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第23 議員提出議案第6号 道路整備の推進に関する意見書
- 第24 議員提出議案第7号 男女共同参画社会の実現をめざす決議

【委員等の選挙】

- 第25 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

【委員の推薦】

第26 農業委員会委員の推薦

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56人）

1番	山本留義	2番	白井二郎
3番	村中徹也	4番	堺孝悦
5番	川端一義	6番	川下八十美
8番	菊池一郎	9番	新谷功
10番	濱田栄子	11番	高田正俊
12番	村川壽司	13番	東健而
14番	澤藤一雄	16番	富岡幸夫
17番	杉浦守彦	18番	柴田峯生
19番	久保田昌司	20番	横垣成年
21番	工藤孝夫	22番	大澤敬作
24番	松野裕而	25番	東谷正司
26番	東谷良久	27番	佐々木隆徳
28番	立石政男	29番	竹本強
30番	坂井一利	31番	福永忠雄
32番	板井磯美	33番	飛内賢司
35番	田澤光雄	36番	徳誠
37番	佐々木肇	38番	鎌田ちよ子
39番	菊池広志	40番	野呂泰喜
41番	杉浦洋	42番	千賀武由美
43番	目時睦男	44番	田高利美
45番	澤田博文	46番	菊池清
47番	柏谷均	48番	工藤清四郎
49番	服部清三郎	50番	杉本清記
51番	慶長徳造	52番	佐藤司
55番	本間千佳子	56番	半田義秋
57番	坪田智十司	58番	斉藤孝昭
59番	中村正志	60番	富岡修
61番	川端澄男	62番	宮下順一郎

欠席議員（6人）

7番	小林正	15番	石田勝弘
23番	千船司	34番	赤松功夫
53番	工藤直義	54番	牛滝春夫

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代査委員	菊池	十田夫
選挙管理 委員会 委員長 職務代理	佐々木	鉄郎	総務部長	齋藤	純
総務部 理事 出納室長	西堀	敏夫	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉 部長	名久井	耕一
経済部長	佐藤	純一	建設部長	成田	豊
教育部長	宮下	孝信	教委 事務員 局長	新谷	加水
公営企業 局長	小川	照久	監査委員 局長	遠藤	雪夫
総務部長 総次	千船	藤四郎	企画部 調整 部長	近原	芳栄
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	農委 事務局 局長	村川	修司
総務部 課長 総括主幹	花山	俊春	企画課 部長	奥島	愼一
企画課 部長	下山	益雄	川内 舎所 長	佐藤	吉男
大庁舎 所長	伴	邦雄	脇野 舎所 長	船澤	桂逸
総務課 部長	鴨澤	信幸	総務係 部長	吉田	真
総務課 行政 主任	中野	敬三			

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫	次	長	高	田	文	明
総括主幹	工	藤	昌	志	主	幹	柳	田		諭
庶務係長	金	澤	寿々子		庶務係	主査	濱	村	勝	義
調査係主査	青	山		諭	主任	主査	赤	石	奈穂子	
議事係主任	葛	西	信	弘	議事	主任				

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は55人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月7日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長及び決算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

次に、本日この後、下北少年自然の家に係る県からの譲渡条件の提示及び今後の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、12月19日、斉藤孝昭議員の一般質問の中で、市長から資料提出の答弁がありましたので、本日文書で回答がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1 行政報告

○議長（宮下順一郎） 日程第1 行政報告を行い

ます。

市長から報告を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 下北少年自然の家の当市への譲渡について、12月18日に県から譲渡に係る条件の提案がありましたので、今後の対応もあわせご報告申し上げます。

このことに関しましては、今月7日の行政報告において申し上げたところでありますが、同月2日に県から示された提案の内容は、下北少年自然の家の廃止は決定済みであり、覆ることはないというもので、当市が引き受けるのであれば、必要な支援のもとに施設を無償譲渡するというものであります。

これを受けまして、11日に知事に対し、下北少年自然の家は、今後とも下北地域の子供たちの貴重な体験学習の場としてなくてはならないという強い思いのもとに、これまでと同様に存続させることが最善策ではないかという基本的な考え方を示してまいりました。

また、譲渡を受けるにしても、施設の改修費用や管理運営に要する経費等、財政的な問題もあることから、具体的な条件につきましては、協議をしていく旨の申し合わせをしてきたところであります。

これに対し、18日副知事が来庁し、施設の無償譲渡に係る具体的な条件が提示されました。

既に新聞報道等でご承知のことと存じますが、施設は無償譲渡するとし、その支援内容は、

施設の補修として

施設を継続して安全に活用できるよう、屋根の塗装や外壁の補修等1億円相当の補修を県が行う。

人的な支援として

青少年教育施設としての運営のノウハウを引き継ぐため、社会教育主事2名を平

成20年度から3年間派遣する。

運営費の助成として

青少年教育施設として円滑に運営していくため、管理運営に必要な経費について、上限1,000万円を平成20年度から3年間補助する。

となっております。

私は、県からこの提案を受けたその場におきまして、現在12月定例会が開会中でもあり、本件について一般質問で取り上げられていること、また譲渡を受けるとしても、県の支援が打ち切りとなる平成23年度以降の管理運営費の財政的な影響等、さらに検討が必要な点もありますことから、本定例会が終了した後に回答するという副知事には伝えております。

いずれにいたしましても、施設廃止の県の方針は決定事項でありますことから、今回の提案を前提に、基本的に譲渡を受けの方針である旨の回答をしたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解をお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第2～日程第21 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例から、日程第21 議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算までの20件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会におけ

る審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第81号及び議案第87号から議案第89号について総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（51番 慶長徳造議員登壇）

○51番（慶長徳造） 総務常任委員会、委員長報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第81号につきましては、反対討論が出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと、議案第87号から議案第89号までの3件の議案につきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例であります。これについて理事者側から、本案は本庁舎を移転するに当たり、市民が利用しやすい機能的な庁舎環境の整備を図るため策定する本庁舎移転基本計画について審議するための附属機関を設置するものであり、委員は20名で構成し、内訳としては、公共的団体等の代表15名、学識経験を有する者2名及びその他市長が適当と認める者3名を考えているが、その他市長が適当と認める者3名については、市政だより、ホームページ等の広報を通じて、市民から公募により選出する予定であるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、審議会委員に公共的団体等の代表を選出するとしているが、多忙な

団体の長が選出された場合、審議会の開催がおくられたり回数が制限されるなどの問題が生じないのか、また審議会委員選出に当たっての地域のバランスはどのように考えているのか、さらに審議会委員の報酬額等はどの程度になるのかとの3点の質疑がありました。

これについて理事者側から、公共的団体等に審議会委員の推薦依頼をする際には、団体の長に限定することなく審議会活動のできる方を代表として推薦していただくように申し添えたいと考えている。また、審議会委員の地域バランスについては、大畑、川内及び脇野沢の各商工会に推薦依頼をすることに加えて、その他の団体への推薦依頼に際しても地域への配慮についてお願いするので、各地域市民の参画は得られるのではないかと考えている。さらに、審議会委員の報酬額等についてであるが、むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を勘案して、月額報酬6,500円、日当2,600円を支給する考えであるとの答弁がありました。

次に、他の委員から、学識経験を有する者を選出するに当たり、1級建築士などの専門家は含まれるのか、また審議会に市から計画の素案を提出するのか、さらに審議会の会議録をホームページで公開するのかとの3点の質疑がありました。

これについて理事者側から、学識経験を有する者については、市内の建築士会から1名、経営コンサルタント1名を考えている。また、審議会には、市から計画の素案は提出せず、白紙の状態ですら柔軟に審議をしていただく予定であるが、審議をしたうえで計画の素案が必要ということになれば配慮したいと考えている。さらに、審議会の会議録については、逐次ホームページに掲載するとの答弁がありました。

また、別の委員から、庁舎移転は非常に重要な問題であり、審議会において慎重な審議をするた

めには、十分な期間と開催日数が必要と思われるが、どのように考えているのかとの質疑があり、理事者側から、審議会では慎重審議をしていただくため、開催経費に係る予算については、平成18年度に引き続き平成19年度においても計上することとしたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、審議会委員の20名については、むつ市民からの選出になるのか、また先進地視察を考えているのかとの2点の質疑がありました。

これについて理事者側から、審議会委員の20名は、現時点でむつ市民と考えているが、学識経験を有する者については、むつ市民以外でもあり得るものと考えている。また、先進地視察については、審議会では先進地の視察が参考になるのではないかと意見が出るようであれば考えたいとの答弁がありました。

次に、議案第87号 青森県消防補償等組合格約の全部変更について、議案第88号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について、議案第89号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてであります。

これについて理事者側から、関連する当該3議案の一括説明があり、議案第87号については、平成19年4月1日付で、青森県消防補償等組合の名称を青森県市町村総合事務組合に変更するとともに、解散することとなる青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合などの事務を継承するためのものである。また、議案第88号については、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を解散するためのものであり、議案第89号については、同じく当該組合の解散に伴う当該組合財産を青森県市町村総合事務組合に帰属させるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第84号及び議案第85号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（27番 佐々木隆徳議員登壇）

○27番（佐々木隆徳） 産業経済常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。付託されました両議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑について申し上げます。

初めに、議案第84号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間にわたり、むつ市営宮後牧野、名子牧野、永下牧野、金谷沢牧野、宮後ふれあい牧場の5施設の指定管理者に農事組合法人みなみ農園開発を指定するためのものであるとの説明がありました。

このことについて委員から、農事組合法人の構成員については若干の疑義があり、理事者側から、協定書の締結時には善処していくとの答弁がありました。

また、別の委員からは、指定管理者制度の導入は行政のコストを下げること及び民間に新たな仕事を創出することの二つの意義があると思うが、現行の直営の場合と指定管理に移行した場合とのコストの比較はできているのかとの質疑があり、理事者側から、平成19年度の指定管理計画での指

定管理費は4,324万1,000円で、これまでの直営でのコストと比較をすると、平成18年度当初予算比で768万8,000円の減、平成17年度実績比で911万8,000円の減となるとの答弁がありました。

次に、議案第85号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間にわたり、川内第一牧野、川内第二牧野、川内助作牧野の3施設の指定管理者にむつ市川内地区牧野管理組合を指定するためのものであるとの説明がありました。

なお、審議の過程において、委員から、設備を修理、修繕する義務はどちらが負うのかとの質疑があり、理事者側から、大規模な修理、修繕は協議のうえ行政側が行うことになるとの答弁がありました。同委員からは、設備を大切に使用してもらうためにも、大規模な修理、修繕も指定管理者の負担にしてもよい場合があるのではないかと意見がありました。このことに関して、別の委員からは、この牧野施設は、畜産農家の所得向上及び育成のため、市が放牧場を提供している、牧野施設を常に使用可能な状態にしておくのは、あくまでも市の責任であり、運用上、軽微な修理、修繕は指定管理者が行うというのは協定の決め方であるとの理解でよいのかとの質疑があり、理事者側からは、同委員の見解のとおりであるとの答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで産業経済常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第90号及び議案第91号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（33番 飛内賢司議員登壇）

○33番（飛内賢司） 建設常任委員会に付託された議案2件について、審査の経過と結果をご

報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました質疑等について申し上げます。

初めに、議案第90号 市道路線の廃止についてであります。本案について理事者側から、青森県が実施する脇野沢川の河川改修事業に伴い、県道九艘泊脇野沢線の路線が変更されるため、市道渡向1号線、2号線、4号線の3路線の延長と、起点、終点が変更となることから、3路線すべてを一たん廃止するため道路法の規定により提案したものであるとの説明がありました。

次に、議案第91号 市道路線の認定についてであります。本案についても理事者側から、議案第90号で廃止する市道3路線を新たに認定するため、道路法の規定により提案したもので、新たに認定する3路線それぞれの延長は短くなり、渡向1号線が48メートル、渡向2号線が46メートル、そして渡向4号線が77メートルとなる。また、起点、終点についても、主要道路に接している方を起点とする県が定める道路管理事務提要に基づき、前議案と逆方向とした旨の説明がありました。

なお、両議案に関連して複数の委員から、市道3路線を廃止し、そして延長が変わって新たに認定することになるが、廃止となる部分は今後も日常的に使用することから、廃止後の除雪等管理はどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、県道九艘泊脇野沢線の整備によりそのまま使うことになる、また除雪に関しても県との協議で完全に県道が整備されるまでの間は市が管理していくとの答弁がありました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第82号、議案第86号及び議案第95号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（45番 澤田博文議員登壇）

○45番（澤田博文） 教育民生常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第86号につきましてはご異議がございましたが賛成多数で、他2件の議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第82号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。これについて理事者側から、当市の人材育成にという趣意を持ち杉山浩一氏より寄附を受けたので、これを育英基金に組み入れ、有効な運営管理を図るためのものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、貸し出し可能額及び高校生、大学生に対する貸し出し月額について質疑があり、理事者側からは、資金運用分としてはおおむね6,800万円が確保されている、また高校生、大学生に対する貸し出し月額はそれぞれ1万5,000円、3万円であるとの答弁がありました。また、同委員からは、家庭の経済状況から進学を断念することのないよう、この育英基金を活用してほしいとの要望がありました。

次に、議案第86号 青森県後期高齢者医療広域

連合の設立についてであります。これについて理事者側から、平成18年度末までに設置することが義務づけられた後期高齢者医療制度に伴う事務処理を行うための広域連合について、設置に係する県内全市町村との協議により規約を定めるものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、今回の広域連合は法律で市町村に加盟を義務づけたものであるが、市町村の判断により脱退は可能かとの質疑があり、理事者側からは、この広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律で義務づけられたものであり、脱退及び不参加はこの法の規定によりできないことになっているとの答弁がありました。

次に、同委員から、後期高齢者に対して別の健康保険制度を設立することになると、後期高齢者については手厚い診療は不要であると判断され、差別されるおそれを感じるが、この点についてどう考えているかとの質疑があり、理事者側からは、急速な高齢化の進展に伴う医療費の増大が見込まれる昨今、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能な制度としていくためには、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が提供でき、かつ世代間の負担の公平化、明確化を図ることのできる独立した医療給付を行う医療保険制度を創設する必要があると考えている、また新たな制度においても老人医療の確保と壮年期からの健康づくりが柱となっていることから、基本的には現行の制度と同じであると理解しているとの答弁がありました。

次に、保険料を滞納した場合、短期保険証や資格証明書の発行があるのかとの質疑があり、理事者側からは、むつ市の後期高齢者世帯の所得状況から見ると、そのほとんどが軽減世帯と考えられるが、軽減された保険料の支払いが不可能である場合には、短期保険証や資格証明書を発行せざるを得ないことが法律に規定されているとの答弁がありました。

次に、広域連合の議会議員の選出方法について質疑があり、理事者側からは、本規約第8条において、すべての市議会議長で組織される団体もしくは全市の議員総数の10分の1以上の者から推薦された市議会議員が立候補可能である、また広域連合議員は、県内10市のうち、市長から5名、市議会議員から5名が選出されることになっており、同一市から重複して選出されることのないようになるだろうという見通しであるとの答弁がありました。

次に、事業の進捗状況や広域連合議会における議論の内容等、広域連合の方向性を理解するためにも選出された市長や議員からの報告義務を市として設けるべきと思うが、どのように考えているかとの質疑があり、理事者側からは、広域連合は一つの法人格を持った特別地方公共団体であることから、全県民に対し、何らかの公開手段をとることになると考えているとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、保険料の徴収方法について質疑があり、理事者側からは、年額18万円以上の年金受給者については特別徴収となり、それ未満の方は各市町村において普通徴収ということになるが、今後政令や省令等で具体的な内容、基準等が示されることになるとの答弁がありました。

また、同委員からは、保険料の徴収率により、負担金のペナルティー等が課せられるのかとの質疑があり、理事者側からは、国民健康保険制度とは別種の制度であり、その点については心配無用と思うとの答弁がありました。

本案については、さらに他の委員から、別表第2の共通経費について、均等割は全国共通かとの質疑があり、理事者側からは、共通経費のほかの2項目である高齢者人口割及び人口割について、それぞれ45%として準備している広域連合が全国的に約半数を占めており、均等割はその2項目の

残りとして設定しているとの答弁がありました。

次に、議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。

これについて理事者側から、本案は介護給付から予防給付へ移行する要介護認定者が当初の見込みより下回ったため、歳出の一部組み替えを行うと同時に、歳入についても施設給付に係る国庫負担金が県負担金へと変更されたことに伴って財源更正を行うものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第96号から議案第104号について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 委員長報告は、皆さんのお手元に同じものを配布してございますので、朗読をいたしまして、報告にかえさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託されました、議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日及び12日に、助役、収入役ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全員で構成する特別委員会でありますので、省略をさせていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第96号 平成17年度むつ市一般会計

歳入歳出決算、議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員1名より反対討論がりましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第100号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第102号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました20議案については、区分して1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第81号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、旧アークスプラザに庁舎を移転するための基本計画を策定するものであります。基本計画策定に当たり、市民の声を反映させるというものもあり、庁舎移転するためには必要な審議会だとは思いますが、しかしながら、基本計画策定審議会設置以前にするべきことがあったのではということであります。

私たち共産党市議団の主張は、移転建設の是非をも含めた市民の意見を聞いたうえで進めてほしいということであります。今でもまだ遅くはありません。是非をも含めた市民の意見を聞くべきと主張し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第81号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者43人、起立しない者11人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第82号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第82号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教

育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第84号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第84号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市宮後牧野外4施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第85号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第85号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、川内第一牧野外2施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第86号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第86号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 議案第86号に対し、反対討論を行います。

これは、県内全市町村の高齢者の医療に関する事務を処理するために75歳以上を対象に後期高齢者医療広域連合を設立するというものであります。しかし、この制度は問題の多い内容のものであることを指摘しないわけにはいきません。

ことし6月に成立し、2008年度4月からスタートさせるというものですが、医療関係者間でも大きな危惧が出されている問題です。

第1点は、法律によって市町村に広域連合への加盟を義務づけたため、高齢者への保険料の値上げ及び医療内容やスケジュールが一方的に決定さ

れるおそれが大きいこと、しかも脱退も認めないという内容ですから、これは地方自治の建前にも反することです。

第2に、後期高齢者だけの独立した保険が創立され、すべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されます。保険料は、高齢者数の増大に応じて自動的に値上げされ、滞納者は保険証の取り上げ、短期保険証、資格証明書が発行されるというゆゆしき内容が含まれるものであります。

さらには、診療報酬も他世代と別立てにされず。その中で高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に診療報酬を引き下げ、結果的に手抜き医療に道を開く大なるおそれのあるものであります。

以上、高齢者の実態や住民の声が反映されにくいことが危惧される制度であることを申し述べ、討論といたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第86号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者48人、起立しない者7人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第87号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第87号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第88号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第88号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第89号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第89号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第90号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第90号 市道路線の廃止について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第91号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第91号 市道路線の認定について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第95号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第96号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、職員の日ごろの努力が実り、予定の赤字を5億5,000万円ほど少なくしたというものの、箱物中心の決算、市民の批判の多い来さまい館や

克雪ドームの完成を見た決算であります。

平成17年度以降、むつ市が負担する来さまい館の維持管理費は7,117万8,000円、克雪ドームの維持管理費は1億1,500万円です。二つ合わせ1億8,600万円、このような金額はもっと市民の必要とする事業に使うべきものではないでしょうか。

むつ市は、赤字解消のために、この平成17年度決算から電源三法交付金を使った市民への電気料金還元事業を廃止いたしました。還元総額は約3億5,000万円です。その半分以上がむつ市の赤字解消ではなく、来さまい館や克雪ドームの維持管理費に消えるということになります。私は、還元金の一部や半分を低所得者を手助けする事業、例えば介護保険料の支払いに苦しんでいる人々の軽減や障害者自立支援法による障害者の負担を軽減することなどに使う方法もあったのではないかと、それは可能だったのではないかと考えております。しかしながら、このたび新庁舎建設という、また新たなる不要不急の箱物が進められようとしております。不要不急の箱物建設により、いつまでたっても低所得者や障害者の負担が解消されない、あずが見えてこない決算であることを指摘し、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これですべての討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第96号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第96号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第97号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第98号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第99号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第100号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第100号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第101号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、

て、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、小泉連立内閣と民主党の賛成で成立した介護保険法の改悪改正を反映したものであります。内容としては、特別養護老人ホームなど、施設の食費と居住費が保険から外され、全額自己負担であります。在宅の通所介護などの食費、短期入所の食費と居住費も自己負担となりました。また、家事援助が高齢者の自立を妨げ、介護度の改善に役立っていないなどの理由で、新予防給付を導入し、従来の要支援、要介護1の利用者の多くが新予防給付のみの対象となりました。本案は、生活保護世帯や低所得者に配慮したものとされましたけれども、低所得者以外の負担増は容認するというものとなっています。介護保険利用者に一層の負担増やサービスの後退に道を開いた本案の決算は承認できません。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第101号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第101号は委員長報告のとおり認定され

ました。

議案第102号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第102号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第103号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第104号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第22～日程第24 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

議員提出議案第5号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第22 議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。48番工藤清四郎議員。

(48番 工藤清四郎議員登壇)

○48番(工藤清四郎) 議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の議会に関する規定が11月24日に施行されたことに伴い、むつ市議会会議規則第99条第2項中に引用している同法条文の項番号のずれが生じたことから、条文の整理をするものであります。

以上が上程されました議員提出議案第5号の提案理由であります。

○議長(宮下順一郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第6号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第23 議員提出議案第6号 道路整備の推進に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。33番飛内賢司議員。

(33番 飛内賢司議員登壇)

○33番(飛内賢司) 道路整備の推進に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

本州最北端の下北半島は、多くの山地・山岳部

と海岸線を抱えているにもかかわらず、未だ公共交通機関の整備は十分とは言えない状況にあり、特に道路整備においては災害防除も含め大きく立ち遅れており、その整備をより一層推進することが必要不可欠である。

むつ市は、下北地域の公共施設、医療施設、商業施設はもとより、国、県の官公庁が集中する、下北圏域の産業経済の中心都市として、重要な役割を担っているが、半島という不利な地理条件に加え夏のヤマセ、冬の酷寒と積雪等、誠に厳しい気象条件にある。

このような、むつ・下北地方の住民にとっては、自動車は日々の生活を支える足となっており、通勤・通学はもとより、生産物の輸送に至るまで、ほぼ100パーセントが自動車に頼っている現状である。

しかし、幹線道路である国道279号及び県道九艘泊脇野沢線は、ここ数年の間に落石や岩石崩落等により相次いで通行止めとなり、集落の孤立や迂回するためには数時間を要するなど不便を強いられている。

また、国道338号の川内・脇野沢間は、狭隘箇所や曲線部等のため、冬期間の車の交差がままならない状況であり、住民生活に支障をきたしている。

活力ある下北半島の地域づくりや、豊かな暮らしづくりを支援するためには、下北半島縦貫道路・国道338号バイパスの整備はもとより、災害防除の観点からも、こうした危険箇所の改善や市町村道の道路網整備は喫緊の重要課題である。

このため、次の事項について、特段の配慮がなされるよう、強く要望する。

記

1. 活力ある地域づくりを推進するため、道路整備の促進を図ることとし、地域の期待する安全、安心の観点に立った道路整備を推進すること。

2. 道路特定財源は、受益者負担として広く国民に理解され、遅れている地方の道路整備を強力に推進するためになくしてはならない財源であり、他に転用することなく全額道路整備に充当すること。

3. 高規格幹線道路を始めとする道路整備の促進を図ること。

4. むつ市の活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、地域高規格道路や環状道路の整備、地域間の連携促進を図る道路整備を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号 道路整備の推進に関する意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、財務大臣、

国土交通大臣、その他関係機関としたいと思えます。ご了承願います。

議員提出議案第7号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第24 議員提出議案第7号 男女共同参画社会の実現をめざす決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。55番本間千佳子議員。

（55番 本間千佳子議員登壇）

○55番（本間千佳子） 議員提出議案第7号 男女共同参画社会の実現をめざす決議について、決議案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

我が国の憲法は、個人の尊厳と男女両性の平等を保障し、性に基づく性別をはじめ、あらゆる差別を否定している。

少子・高齢化の進展や経済活動のグローバル化など社会情勢が急速に変化する中、豊かで活力ある社会を将来にわたり築くためには、女性も男性も互いにその人権を尊重し、責任も喜びも共に分かち合いながら、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要である。

政府は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定した。

その中では、行政のみならず、国民の責務として職域、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野において、お互いに責任を担い協力することが求められている。

よって、むつ市女性模擬議会は、心豊かで安らぎのある住みよいむつ市を築くために、男女が互いに生きていく上でのパートナーであるという認識を深め、男女共同参画社会の実現をめざしてい

くものである。

むつ市議会は、平成18年11月10日開催のむつ市女性模擬議会において、決議された、以上の「男女共同参画社会の実現をめざす決議」を重く受け止め、尊重するとともに、その実現に向けて積極的に行動します。

以上、決議します。

これもちまして、提案理由の説明といたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号 男女共同参画社会の実現をめざす決議は原案のとおり可決されました。

日程第25 むつ市選挙管理委員及び
補充員の選挙

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第25 むつ市選

選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

まず、むつ市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員に佐々木鉄郎氏、永谷智氏、畑中政勝氏、久慈徹雄氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木鉄郎氏、永谷智氏、畑中政勝氏、久慈徹雄氏がむつ市選挙管理委員に当選されました。

次に、むつ市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員補充員に、第1位工藤武信氏、第2位吉田惇氏、第3位畑中正勝氏、第4位白川光治氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員補充員の当

選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1位工藤武信氏、第2位吉田惇氏、第3位畑中正勝氏、第4位白川光治氏がむつ市選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第26 農業委員会委員の推薦

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第26 農業委員会委員の推薦を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員として畑中重宏氏を推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員として畑中重宏氏を推薦することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(宮下順一郎) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第190回定例会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会